1. 議事日程(平成30年第1回北広島町議会臨時会)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

(千代田中学校体育館大規模改修工事完成に伴う精算変更契約)

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

(事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第2号 工事請負契約の変更について

(どんぐり荘改修工事)

日程第7 議案第3号 平成29年度北広島町一般会計補正予算(第6号)

2. 出席議員は次のとおりである。

2番 美 濃 孝 二 3番 真 倉 和 之 1番 浜 田 芳 晴 湊 俊 文 5番 敷 本 弘 美 6番 森 脇 誠 悟 4番 8番 山 形 しのぶ 9番 亀 岡 純 一 7番 宮 本 裕 之 10番 梅 尾 泰 文 11番室坂光治 12番服部泰征 13番 伊 藤 淳 14番 中 田 節 雄 15番 大 林 正 行 16番 伊藤 久幸

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 中 原 健 教 育 長 池 田 庄 策 芸北支所長 成 瀬 哲 彦 大朝支所長 清 水 繁 昭 豊平支所長 堂 原 千 春 総 務 課 長 古 川 達 也 商工観光課長 沼 田 真 路 建設 課 長 砂 田 寿 紀 学校教育課長 石 坪 隆 雄 財政課財政係長 国 吉 孝 治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺五月

~~~~~~ () ~~~~~~~

## 午 前 10時 00分 開 会

### $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(伊藤久幸) おはようございます。ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回北広島町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(伊藤久幸) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員 は、会議規則第127条の規定により、4番、湊議員、5番、敷本議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 会期の決定について

- ○議長(伊藤久幸) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり) ○議長(伊藤久幸) ご異議なしと認めます。従って会期は、本日1日に決定いたしました。
 - ~~~~~~

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

- ○議長(伊藤久幸) 日程第3、報告第1号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 改めまして、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。それでは、報告第1号について説明します。議案集1ページをお願いします。報告第1号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。
- ○議長(伊藤久幸) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 議案集2ページをお開きください。専決処分第13号、専決処分についてご説明をさせていただきます。1、工事名、北広島町立千代田中学校体育館大規模改修工事。2、工事場所、北広島町古保利450番地。3、変更請負金額、2億7716万1480円。4、今回変更による増額、240万9480円。5、請負者、広島県山県郡北広島町春木512番地1、石見工業株式会社広島支店、取締役支店長小泉義則。6、変更理由、千代中

学校体育館大規模改修工事にかかわって、既存体育館に当初計画で見込んでいた以上の欠損等が生じたため、対策工事を追加したことに伴い、工事が増額となりました。当初、改修工事を計画していた範囲以上に劣化箇所があることがふかし部分の詳細調査で判明をしました。体育館、外壁、ステージ下床面等に当初計画に計画した以上にクラック等の欠損が見られたため、追加工事を行いました。以上でございます。

○議長(伊藤久幸) 以上で報告を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について

- ○議長(伊藤久幸) 日程第4、報告第2号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町 長。
- ○町長(箕野博司) それでは報告第2号について説明します。議案集3ページをお願いします。報告第2号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から報告いたします。
- ○議長(伊藤久幸) 大朝支所長。
- ○大朝支所長(清水繁昭) それでは報告第2号につきまして、大朝支所からご説明申し上げます。 議案書4ページをお開きください。専決処分第14号、専決処分書。地方自治法第180条第 1項の規定により、草刈り作業中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、 平成29年12月22日付で、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定によりご 報告申し上げます。1、相手方、住所 広島市中区基町6番77号。事故当事者(被害者)西 日本電信電話株式会社広島支店長永野浩介。2、事故の概要、平成29年8月4日午前10時 ごろ、大朝支所敷地内で町職員が草刈り作業中、相手方所有の公衆電話ボックスのガラスを破 損させたものでございます。3、和解内容、(1)町は、相手方に対し損害賠償として3万2 622円の支払い義務があることを認め、これを支払う。(2)町及び相手方は、今後一切、 本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。4、損害賠償金3万2 622円。上記金額の内容でございます。ガラス破損修繕に伴う使用材料費、工事費、労務費 でございます。以上でございます。
- ○議長(伊藤久幸) 11番、室坂議員。
- ○11番(室坂光治) 専決処分でございますので、あまり私がどうこう言うことではございませんが、8月4日に起きたと、今、支所長が言われましたが、4カ月以上もたってるんですが、その内容がどのようなことで今日まで来ていたかという内容が分かれば教えていただければと思います。
- ○議長(伊藤久幸) 大朝支所長。
- ○大朝支所長(清水繁昭) この事故につきましては、先ほど申し上げました、昨年8月4日の午前10時ごろに草刈り作業中、恐らく草刈り機によりまして小石が飛んでガラスを破損したというものだと思いますけれども、その日のうちにすぐにこちらの役場総務課等に、あるいは相手方等に事故報告をいたしました。その保険等の対応の担当の者に聞きますと、11月ぐらい

に一度損害賠償金額が出たわけでございますけれども、その後、相手方から、設計等に違算が あったということで、再度金額がそこで変更したということがございましたので、12月22 日まで示談ができなかったということが原因だというふうに考えております。以上です。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から 日程第7 議案第3号 平成29年度北広島町一般会計補正予算(第6号)

- ○議長(伊藤久幸) 日程第5、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から、日程第7、議案第3号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第6号までの3議案を一括議題とします。以上、3議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) それでは議案第1号から議案第3号について一括して説明します。議案集の5ページをお願いします。議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、北広島町職員の給与改定等を行うため、条例の一部改正について、町議会に提案するものです。議案集の8ページをお願いします。議案第2号、工事請負契約の変更について説明します。本案は、どんぐり荘改修工事において、請負金額を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により町議会に提案するものです。別冊の平成29年度補正予算書をお願いします。議案第3号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第6号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、第1表に災害復旧事業について繰越明許費の追加を計上しております。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。
- ○議長(伊藤久幸) 総務課長。
- ○総務課長(古川達也) それでは議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課のほうからご説明をさせていただきます。人事院勧告によります職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。これは12月議会で、給料表については改正をお願いをして、議決をいただいたところでございますけれども、初任給調整手当、今回お願いしている議案でございますけれども、このことにつきましては、人事院規則が未改正であったため、今回の議会に上げさせていただいております。初任給調整手当につきましては、この表をご覧になっていただきたいんですけれども、医療職の初任給調整手当ということになります。改正の率については、他の給料表と同じく、金額的には400円程度というふうになっております。以上でございます。
- ○議長(伊藤久幸) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(堂原千春) 議案第2号、工事請負契約の変更について、豊平支所からご説明を申し上げます。議案集の8ページをお開きください。工事請負契約の変更について。1、工事名、どんぐり荘改修工事。2、工事場所、北広島町都志見。3、変更請負金額、3億4989万5160円。4、今回変更による増額969万5160円。5、請負者、広島市中区国泰寺町二丁目5番4号、錦建設・SUMIDA特定建設工事共同企業体、代表者、錦建設株式会社代表取締役社長迫谷浩司。変更の理由といたしましては、機械室の配置を変更したことによる増床

と、季節利用を予定していました貯湯槽、お湯をためるタンクと、それから室内建具が再利用できなかったこと、それから内部残材処分料の確定などによる工事費の増でございます。この改修工事については、平成28年度予算に計上し、繰り越しをして工事を行ってまいりましたが、解体しないと分からない改修箇所などがありまして、予算の範囲内での変更増となっております。ご審議のほどよろしくお願いします。

- ○議長(伊藤久幸) 財政課財政係長。
- ○財政課財政係長(国吉孝治) それでは議案第3号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第6号につきまして、財政課からご説明いたします。お手元の平成29年度予算書、一般会計補正予算第6号をご覧ください。今回の補正におきましては、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、昨年7月に発生いたしました豪雨災害復旧事業費につきまして、年度内に完了を見込めないため、地方自治法第213条の規定に基づき、第1表に繰越明許費を追加するものでございます。予算書の4枚目をご覧ください。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農林水産施設29年災害復旧事業4億2649万1000円、農林水産施設29年単独災害復旧事業200万円、同じく2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設29年災害復旧事業12億2000万円を繰り越すものです。以上で、財政課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(伊藤久幸) 以上で、提案理由の説明を終わります。日程第5、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(伊藤久幸) 挙手全員です。従って、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。日程第6、議案第2号、工事請負契約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾であります。工事の請負変更というのが毎度出てくるわけであります。出てくるたびに、なぜ変更になるのかということが疑問点であります。今、969万5000円の変更でありますけれども、まず、もともとの設計というものを重視をした事業であろうというふうに思うわけでありますが、機械室の変更したりとかいうふうなことが本来事業を始めている中で、変更とかいうふうなことはあり得るのだろうか。業者が請け負った後にそういうふうな変更が本来適正であるかということが、まずお聞きをしてみたいと思います。
- ○議長(伊藤久幸) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(堂原千春) 機械室の配置の変更による増床についてでございます。当初設計では、機械室には、ろ過槽とか貯湯タンクとかいうのが入っておりますが、それが機械室に入るだけのスペースしか設置してなかった状態でした。その理由については、ちょっと詳細には分かりませんけど、そういう状態でありましたので、その機械のうちどれかが故障したりとかした場合には、復旧にかなりな費用がかかるということが予想されますので、そういう作業スペースを確保するために増床という措置をとらせていただきました。以上でございます。
- ○議長(伊藤久幸) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 本来事業を請け負うということは、その範囲の中で事業を完結する、それ

は仮に利益が上がっても利益が少なくても、あるいは損失が出てもというふうな大きなそういう契約の条件が本来あるんだろうというふうに思うんですけども、何かがあったたびに増額補正をしてください、していいですかというふうな方法というのが、もう何年も続いておるわけでありますが、それをいつもいつもこの議会の中で可決をしていいでしょうかというふうなことに私はならないというふうに思っています。今聞いてみれば、そこまでの中身の詳細がまだ報告するところにしっかり熟知されているというふうには思いませんので、もう一度お聞きをしてみたいと思います。

- ○議長(伊藤久幸) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(堂原千春) 当初私たちも、なるべく変更がないようには思っておりました。それで、そういうふうな形で工事をしてまいりましたが、先ほども申しましたように、メンテナンスをするようなスペースが当初の設計には組んでありませんでした。それで、何か機械が壊れたときに、そういう作業をするスペースが全くないような設計がしてあったと思います。それがどうしてそういうふうな形になっていたかちょっと分からないんですけど、多分、工事費を下げるためにそういう設計がしてあったのではないかというふうに考えております。機械室については、そういうことだと思います。
- ○議長(伊藤久幸) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) ますますもって理解ができないんですが、工事費を低額におさめるために、前回の設計が組まれたのではないかというふうなことでありますが、そういう設計であるならば、もっと、それ以前に、そのことがしっかりと理解をされて、こういう設計を本来するべきではないのかというところがなくてはならないのかなというふうに思うんですけども、後になってから、メンテナンスがとかいうふうな話の中で、次の補正増をしていくんだという物事の考え方には承服することができません。再度お答えがあればお願いします。
- ○議長(伊藤久幸) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(堂原千春) 今後こういうことがないように、しっかりと設計図書を確認していく しかないと、今は思っております。私も補正でお願いすれば、必ず通るというふうには思って おりませんので、今後こういうことがないようにしていきたいと思います。
- ○議長(伊藤久幸) 12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) 12番、服部です。先ほど説明の中で、予算内での変更という、最初おっしゃったんですけど、それはどういった意味なんですか。
- ○議長(伊藤久幸) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(堂原千春) 先ほどの説明でも少し申し上げましたけど、どんぐり荘の改修工事については、平成28年度予算で計上しまして、29年度に繰り越しをして事業を実施しております。その繰り越しをしております事業の中には工事請負費もありますし、工事の設計監理の委託料もあります。それからどんぐり荘で使う備品購入費も合わせて繰り越しをしております。その繰越事業の合わせた額の中で今回の工事費が契約することができたと思います。
- ○議長(伊藤久幸) 12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) 今回追加なので、900万追加されて、今まで例えば予備費みたいなものは設けてないんですか。
- ○議長(伊藤久幸) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(堂原千春) 繰越事業でございましたので、予備費とかいうものはありません。平

成28年度に予算計上した額が3億7349万8000円を計上しております。その内訳としましては、工事費が3億4965万7000円、委託料が853万2000円、それから備品購入費が1530万4000円を計上して、それを全て繰り越しで行っております。工事費として3億4965万7000円を組んでおったんですけど、今回は少しオーバーをしてしまったということです。そのオーバーした分につきましては、設計監理の委託料とかが当初見積もりよりも下がっておりますので、そのほうから流用して契約をするようにしております。

- ○議長(伊藤久幸) 12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) もうこれ以外に起きない、今後ないということが言えますか、ずっとまた ありそうですか、どんぐり荘に限っては。
- ○議長(伊藤久幸) 豊平支所長。
- ○豊平支所長(堂原千春) この工事につきましては、工期が1月末となっております。それで今回が最終の変更でございます。
- ○議長(伊藤久幸) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第2号、工事請負契約の変更についてを採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手多数)
- ○議長(伊藤久幸) 挙手多数です。従って、議案第2号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第3号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第6号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第3号、平成29年度北広島町一般会計補正予算第6号を採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(伊藤久幸) 挙手全員です。従って、議案第3号、平成29年度北広島町一般会計補正予 算第6号は原案のとおり可決されました。以上で本日の日程は全部終了いたしました。会議を 閉じます。これで平成30年第1回北広島町議会臨時会を閉会します。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

午前 10時 30分 閉 会

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員